○選挙管理委員会（年額）

委員長	委員
四〇、三〇〇	三八、〇〇〇
三五、〇〇〇	三三、〇〇〇

○選挙関係従事者（日額）

	管理者	立会人
投票	九、〇〇〇	八、〇〇〇
	七、五〇〇	六、一〇〇
	一、五〇〇	一、四〇〇

※開票管理者・立会人及び選挙長は従前のとおり

○国保運営協議会（年額）

会長	委員
二〇、四〇〇	一七、七〇〇
一九、二〇〇	一六、七〇〇
一、二〇〇	一、〇〇〇

○監査委員（月額）

知識経験	議会選出
二五、一〇〇	二二、一〇〇
二三、七〇〇	二〇、九〇〇
一、五〇〇	一、三〇〇

○消防団（年額）

団長	七、三、七〇〇
副団長	五、三、〇〇〇
教育主幹	五、三、〇〇〇
訓練部長	五、三、〇〇〇
技術部長	五、三、〇〇〇
予防部長	五、三、〇〇〇
分団長	四〇、三〇〇
副分団長	三五、一〇〇
部長	三三、八〇〇
班長	一六、三〇〇
団員	一一、三〇〇
ラッパ長	四〇、三〇〇
ラッパ手	三三、八〇〇
出動手当	一回一、五〇〇
	一回一、三〇〇

※なお、そのほかの各種委員の報酬についても概ね六％の引き上げをいたしました。

◎月潟村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

労働基準法に係る政令が改正されたことにより、職員の一週間の勤務時間を「四十時間を下らず四十四時間を超えない範囲内」にするものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村職員の休日休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

昨年の人事院勧告で国家公務員に対し夏季休暇の創設が勧告されたことに伴い、職員に対しても七月から九月までの間に連続三日の夏季休暇制度を設けるものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村保育園条例の一部を改正する条例の制定について

本件は保育料徴収金額の増額改定を行うもので約三％（所得に応じて二〇〇円から、一、五〇〇円）の増額となります。

詳しいことは別掲をご覧ください。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

葬祭費について、昭和五十年四月以降二万円であったものを五万円に引き上げるものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村高額療養費貸付基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は高額療養費貸付基金の額を貸付実績を勘案し、一〇〇万円減額し二〇〇万円とするとともに、貸付期間が年度末までであったものを、平成二年度で一〇〇万円、平成三年度で一〇〇万円計二〇〇万円を支出し継続的に貸付けることができるようにしたものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について

年々増加する水需要に対応するため施設の改善を図る必要が生じているが、平成十三年度の給水人口を四、三三〇人と見込み、工場誘致なども勘案し一日最大給水量を現行二、〇七八立方㍍から三、六五〇立方㍍に引き上げ、これに伴う種々の給水量を併せて改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村税条例の一部を改正する条例について

国定資産の評価替の年にあたり、平成三年度固定資産税の第一期の納期に限り五月十六日から五月三十一日までとするものです。

（原案可決・全会一致）

◎村道路線の認定について

村道として新たに左記の三路線を認定するものです。

一、村道十二号線
起点　西萱場四三二四番二地先
終点　木滑二三二一一番三地先

二、村道一二三号線
起点　釣寄新六一番一地先
終点　釣寄新九二番一地先

三、村道一二四号線
起点　釣寄二二五番一地先
終点　釣寄　九七番一地先

（原案可決・全会一致）

◎月潟村第三次基本構想の策定について

平成三年度から十二年度までを目標に月潟村の将来像とそれに伴う施策の大綱を策定したもので左記の五つの目標を掲げています。

一、健康で生きがいのある福祉の村づくり
二、みどり豊かで快適な村づくり
三、教育・文化に根ざした村づくり
四、活力と調和のとれた産業の村づくり
五、みんなで考え、みんなでつくる村づくり

なお、基本構想の概要については「広報つきがた」五月号に詳しく掲載いたします。

（原案可決・全会一致）

◎新潟市と西蒲原郡月潟村との法定伝染病患者の診察などに関する事務の事務委託に関する規約の一部変更について

新潟市民病院に設置されている結核者隔離病棟に対する事務委託経費の負担額の算出方法を今年度から変更するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度一般会計補正予算（第八号）を定めることについて

歳入歳出にそれぞれ二億一、三七九万八千円を追加し、総額を十七億円とするものです。

歳入の主なものは地方交付税一億六、〇三〇万一千円、財産収入四、一七八万円、諸収入一、四三九万円などを増額し、村税一四〇万円、地方譲与税一〇〇万円、繰入金一九三万五千円などを減額しました。

歳出の主なものは、ふるさと創生関係では農村環境改善センター緞帳など幕類で五八四万三千円を減額し、角兵衛獅子ブロンズ像一〇〇万円、ホールの音響設備一式一五九万七千円を増額しました。また、除雪費一七六万八千円、道路台帳委託費九二万円、道路新設改良費五一三万八千円などを減額し、村道補修費など三〇〇万円を増額しました。

積立金は財政調整基金五〇〇万円、減債基金四、五四八万円、ふるさと創生基金八、七七五万六千円、福祉対策基金八五万円、水田農業確立対策基金四二万六千円、学校施設整備基金八、九〇〇万円、合計二億二、八五一万二千円を基金に積立てました。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ六九七万円を減額し、総額を二億九五二万九千円とするものです。

歳出では、療養給付費の支払い見込額が予想より下まわる見込みのため、一、二九二万円を減額する一方高額療養費を五〇万円増額しました。また助産費なども出生者が少なく九六万円を減額しました。さらに、来年度以降の保険税の急激な上昇を防ぐため保険給付準備基金に六四〇万円を積立てました。

一方歳入では国保加入世帯が減少傾向にあり保険税四一五万八千円を減額するとともに医療費の減額のため国庫補助金六七四万六千円、療養給付費交付金四三四万円それぞれ減額となったものの基金利子三五〇万円、預金利子二〇〇万円、第三者納付金二四〇万円などを増額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度老人保健特別会計補正予算（第三号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ四五〇万円を減額し、総額を二億二、九一六万七千円とするものです。

老人医療費の支払い見込額が予想を下まわる見込みのため、歳出にあわせ歳入においても国・県負担金及び支払基金交付金を減額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成二年度簡易水道特別会計補正予算（第三号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ一、四六〇万七千円を追加し、総額を九、二三八万二千円とするものです。

歳入は水道使用料三八五万円、基本・流末負担金八一万七千円、基金利子三四九万九千円、預金利子六四万円、工事収入五八〇万二千円を増額しました。

歳出では水道工事委託料三九〇万円、機械借上料一五四万六千円、原材料費四六万五千円をそれぞれ増額し、舗装修繕等工事費四二七万三千円、臨時職員賃金一二万九千円などを減額しました。

また施設改善・安定的運営のため一、三〇〇万円を基金に積み立てるものです。

（原案可決・全会一致）

◎発議第一号「日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書（案）の提出について」

発議者　堀　波夫議員
賛成者　高木久平議員

（原案可決・全会一致）

◎発議第二号「白内障眼内レンズ（人工水晶体）の健康保険適用に関する意見書（案）の提出について」

発議者　深沢幸雄議員
賛成者　野沢勝正議員

（原案可決・全会一致）

金子村長に新潟県町村会表彰

県町村会の第六十九回定期総会が二月二十七日、県自治会館で行われ、町村会長から金子村長に対し、勤続十年功労により表彰状が伝達されました。

岩越副議長に全国町村議長会表彰

全国町村議長会から岩越副議長に対し、勤続十五年以上功労により表彰状が授与され、第一回定例会冒頭に伝達が行われました。おめでとうございました。